

# 新旧対照表

## 変更前

### 第3条 発行条件

1. 利用者は、当社に対して、当社所定の方法により、「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行を申込みことができるものとします。
2. 利用者は「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行にあたり、1回の申込につき、当社所定の手数料を当社に支払うものとします

### 附則

この規約は平成27年2月19日より実施いたします。

以上

平成26年 5月26日制定  
平成27年 1月 7日制定  
平成27年 2月19日制定

## 変更後

### 第3条 発行条件

1. 利用者は、当社に対して、当社所定の方法により、「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行を申込みことができるものとします。
2. 利用者は、カード発行金額を入金後、速やかに「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行を行うものとします。なお、当社における入金額の保管期間は入金日から半年間とし、入金日から半年を経過しても「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行がなされない場合、当該入金額は当社に帰属するものとし、当該入金額をもって「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行することはできないものとします。
3. 利用者は「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行にあたり、1回の申込につき、当社所定の手数料を当社に支払うものとします

### 附則

この規約は平成28年8月31日より実施いたします。  
本規約第3条第2項に関して、平成28年8月31日以前のカード発行金額の入金額については、その入金日に拘わらず、平成29年2月28日を経過しても「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行がなされない場合、当該入金額は当社に帰属するものとし、当該入金額をもって「MasterCardプリペイドねっと（使い切りタイプ）」の発行することはできないものとします。

以上

平成26年 5月26日制定  
平成27年 1月 7日制定  
平成27年 2月19日制定  
平成28年 8月31日制定